

群馬県

建築行政マネジメント計画
(2023－2027)

令和5年2月策定
令和5年6月変更

群馬県

目 次

1. はじめに

- (1) 策定の趣旨
- (2) 基本方針
- (3) 策定主体
- (4) 計画期間
- (5) 計画の対象範囲
- (6) 計画の公表
- (7) 目標達成状況の把握と公表
- (8) 取組みの見直しと継続的改善
- (9) その他

2. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

- (1) 効率的で迅速かつ的確な建築確認審査の実効性の確保
- (2) 中間検査・完了検査の徹底
- (3) 工事監理業務の適正化とその徹底
- (4) 仮使用認定制度の適確な運用
- (5) 建築確認申請等の電子化の推進
- (6) 用途変更の適確な運用

3. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

- (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底
- (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

4. 違反建築物指導等の徹底

- (1) 違反建築物指導の徹底
- (2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

5. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

- (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保
- (2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進
- (3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

6. 事故・災害時の対応

- (1) 事故対応
- (2) 災害対応

7. 消費者への対応

8. 業務執行体制の整備

- (1) 内部組織の執行体制
- (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化
- (3) データベースの整備・活用

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

本県においては、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」（平成22年5月17日付国住指第655号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」）について、平成23年3月に群馬県建築行政マネジメント計画（2011－2015）を策定し、その後「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成27年2月20日付国住指第4428号）に基づき、平成30年3月に群馬県建築行政マネジメント計画（2018－2022）として改定し、取り組んでいるところです。

この間、建築行政の分野においては、最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等を背景とした建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）や建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされたところです。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、令和2年2月に建築行政マネジメント計画策定指針が改定されました。今回の改定では、従来の建築行政マネジメント計画策定指針の内容を基本にし、新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映したものとなっています。

建築行政においては、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められており、特定行政庁が中心となって、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携して、マネジメント計画において目標・目標値を設定するとともに、講ずる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要です。

このため、改定された建築行政マネジメント計画策定指針を参考に群馬県建築行政マネジメント計画（2018－2022）の必要な見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく取組みを進めることとします。

(2) 基本方針

建築物等の安全性を確保することにより、安心して生活・利用できる環境をつくる。

(3) 策定主体

都道府県及び特定行政庁の立場から本県が策定する。

(4) 計画期間

2023（令和5）～2027（令和9）年度の5ヶ年計画

(5) 計画の対象範囲

建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

(6) 計画の公表

マネジメント計画において、目指す方針に掲げた「建築物等の安全性を確保することにより、安心して生活・利用できる環境をつくる。」に向けた目標及び施策を掲げ、その達成を確実なものとし、庁内はもとより関係団体や県民から理解と協力を得るため、策定したマネジメント計画を公表するものとする。

(7) 目標達成状況の把握と公表

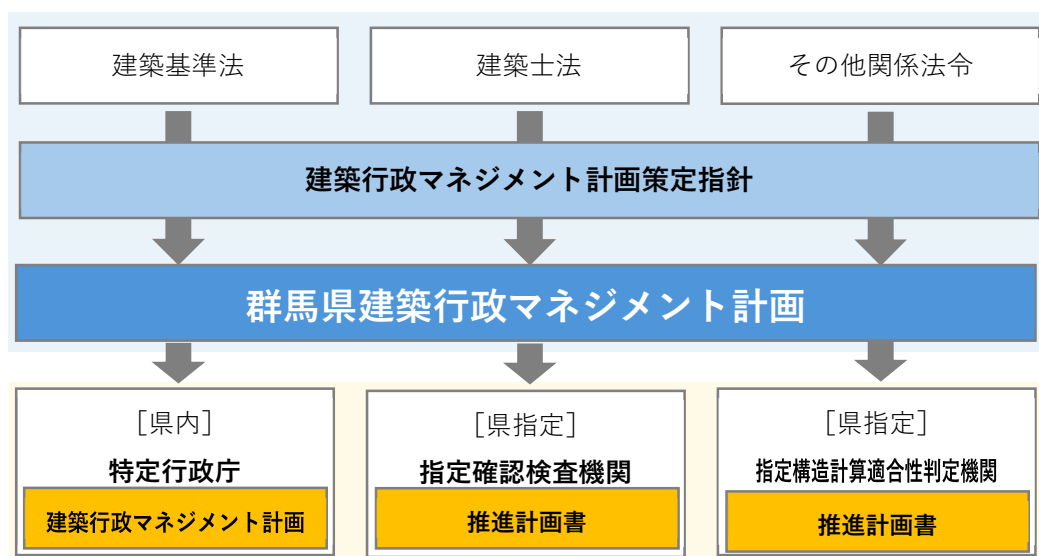
目標達成状況は、毎年度にとりまとめを行い検証するとともに、当該目標達成状況を公表することとする。

(8) 取組みの見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて地域の実情を踏まえたマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図るものとする。

(9) その他

① 計画の位置付け



② 県の所管区域等

所管区域〔1〕：群馬県が、全ての建築確認事務等を所管する区域

所管区域〔2〕：群馬県が、一部の建築確認事務等を所管する区域

（各市は、主に木造2階建て以下の住宅等の建築確認事務等を担当）

土木事務所	所管区域〔1〕	所管区域〔2〕
前橋土木事務所	榛東村、吉岡町、玉村町	渋川市
高崎土木事務所	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	藤岡市、富岡市、安中市
中之条土木事務所	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	—
沼田土木事務所	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	沼田市
太田土木事務所	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	みどり市

※上表以外の各市は、各市の長及び建築主事が、全ての建築確認事務等を所管する区域



2. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 効率的で迅速かつ的確な建築確認審査の実効性の確保

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

【 目 標 】

- 適確な審査の徹底
- 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日間以内を目指す〔令和4年度実績：10日〕

【 施 策 】

群馬県

- ・ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施
- ・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認
- ・ 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組み
- ・ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理
- ・ 特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保
- ・ 指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ・ 指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化
- ・ 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への推進計画書の策定の要請

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施
- ・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認
- ・ 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組み
- ・ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理
- ・ 特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保
- ・ 指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化
- ・ 建築確認審査の迅速化のための取組み及び建築確認の審査過程のマネジメントに関し、指定確認検査機関が作成する推進計画書に基づいた施策

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

- ・ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施
- ・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認
- ・ 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組み

- ・円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理
- ・特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保
- ・指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ・日本建築行政会議を通じた運用の円滑化
- ・構造計算適合性判定の迅速化のための取組み及び構造計算適合性判定の判定過程のマネジメントに関し、指定構造計算適合性判定機関が作成する推進計画書に基づいた施策

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

【 目 標 】

○ 完了検査率の向上（95%以上）〔令和4年度実績：95%〕

【 施 策 】

群馬県

- ・ 検査未受検の建築物に対する督促等の実施
- ・ 検査未受検の建築物に対する啓蒙等の実施
- ・ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
- ・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況確認、工事監理者の立会
- ・ 地域特性を踏まえた特定工程の設定の検討

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況確認、工事監理者の立会

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。このため、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

【 目 標 】

○確認済証交付物件に対する工事監理者選定の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底
- ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
- ・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底
- ・ 工事監理業務の重要性の周知

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底
- ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
- ・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

【 目 標 】

○仮使用認定適用現場における安全確保の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・ 指定確認検査機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成等
- ・ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底
- ・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 特定行政庁との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(5) 建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化に向け、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進め、特定行政庁は、建築確認の電子申請の受付に向けた検討を進めるとともに、確認審査報告の電子化への対応を進める。

【 目 標 】

○建築確認の電子申請等へ向けた体制整備

【 施 策 】

群馬県

- ・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討（事前協議を含む）
- ・ 確認審査報告の電子化推進

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）
- ・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定
- ・ 確認審査報告の電子化推進

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(6) 用途変更の適確な運用

用途変更される建築物の法令遵守を徹底する。

【 目 標 】

- 用途変更時の法令遵守の徹底
- 適確な審査の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・ 指定確認検査機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 用途変更に係る審査マニュアルの作成
- ・ 用途変更における手続きの徹底

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 特定行政庁との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
- ・ 用途変更に係る審査マニュアルの作成

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

3. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

【 目 標 】

- 指定確認検査機関に対する処分事案の一掃
- 指定構造計算適合性判定機関に対する処分事案の一掃

【 施 策 】

群馬県

- ・指定確認検査機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底
- ・指定確認検査機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施
- ・指定確認検査機関の処分履歴等の公表
- ・指定確認検査機関における不適切事例の特定行政庁との情報共有
- ・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底
- ・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施
- ・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【 目 標 】

- 二級・木造建築士に対する処分事案の一掃
- 建築士事務所に対する処分事案の一掃

【 施 策 】

群馬県

- ・ 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施
- ・ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施
- ・ 定期講習の受講促進等の周知徹底
- ・ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督
- ・ 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底
- ・ 書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底
- ・ 建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底
- ・ 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握
- ・ 業務報酬基準の周知
- ・ 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表
- ・ 建築士制度の周知及び注意喚起の実施

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

4. 違反建築物指導等の徹底

(1) 違反建築物指導の徹底

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備・違法行為等に関する情報に対して、迅速かつ的確に対応することが求められている。また、防火関係規定などに違反の疑いのある建築物が多数存在しており、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。

こうした状況を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【 目 標 】

○違反覚知建築物に対する指導の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・違反情報、違反対応に関する国・特定行政庁との情報共有
- ・違反建築物に関与した建築士・建築士事務所に係る調査の実施
- ・違反建築物に関与した施工者等に係る調査の実施
- ・違反建築物是正計画の作成（是正の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等）
- ・警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保
- ・手続きを要しない場合における、警察、消防、福祉等の関係機関との情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保
- ・違反建築物に対する違反是正要領の作成
- ・違反建築物のパトロールの実施
- ・違反建築物に係る是正・指導の徹底
- ・違反建築物に係る情報の公表
- ・重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

【 目 標 】

○違法設置昇降機の使用停止等の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握
- ・構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底
- ・違反を未然に防ぐ立入調査等の実施

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

5. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進する。

平成26年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、制度の周知を図り、検査の徹底を図る。

【 目 標 】

- 定期報告率の向上（建築物60%）[平成30年度～令和4年度実績：63%]
- 定期報告率の向上（防火設備75%）[令和4年度実績：69%]
- 定期報告率の向上（昇降機100%）[令和4年度実績：98%]
- 定期報告率の向上（遊戯施設100%）[令和4年度実績：92%]

【 施 策 】

群馬県

- ・建築物及び昇降機等を含む定期報告制度の周知徹底
- ・地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物等の適切な指定
- ・未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底
- ・未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施
- ・防火設備検査の周知徹底
- ・平成30年の建築基準法改正を受けた定期報告対象建築物の指定検討
- ・関係部署との連携を確保した定期報告業務講習会の実施
- ・定期報告対象建築物のデータベース化
- ・検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施
- ・定期報告の電子化の推進

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物の実態把握を行い、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳を更新するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修をさらに促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

【 目 標 】

○アスベスト対策等の推進

【 施 策 】

群馬県

- ・アスベスト対策の周知徹底
- ・アスベスト調査台帳の更新
- ・アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備（指導監督を含む。）
- ・アスベスト対策関係部局との連携
- ・建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用
- ・新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策を検討する。その際、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組みとの連携にも留意する。また、特に定期報告対象建築物にあっては、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

【 目 標 】

○定期報告による検査結果が基準に適合していない場合の指導の徹底

【 施 策 】

群馬県

- ・ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底
- ・ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知
- ・ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知
- ・ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施
- ・ 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用
- ・ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備
- ・ 既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表
- ・ 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用
- ・ 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

6. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。また、製造メーカーの工場等に対する立入検査の実施などを含め、再発防止策の指導や緊急点検の指示など事故の発生を防止するために必要な措置を行う。その他、建築物等の所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制づくりに取り組む。

【 目 標 】

○事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための体制の確保

【 施 策 】

群馬県

- ・ 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備
- ・ 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備
- ・ 円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備
- ・ 事故対応マニュアルの整備
- ・ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省・都道府県への情報提供
- ・ 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底
- ・ 同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(2) 災害対応

地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等外部組織を含めた関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備に取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。

【 目 標 】

○被災建築物応急危険度判定士の確保（2000名）〔令和4年度末時点：2118名〕

【 施 策 】

群馬県

- ・災害時の連絡体制等の整備
- ・迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
- ・被災建築物応急危険度判定士の確保
- ・被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上
- ・広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保
- ・訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

7. 消費者への対応

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【 目 標 】

○安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底に関する仕組みの構築

【 施 策 】

群馬県

- ・消費者部局との連携
- ・消費生活センターとの連携
- ・ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供
- ・相談窓口の設置、苦情の処理体制整備

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

8. 業務執行体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な業務執行体制の構築を図ることが必要である。特に建築基準適合判定資格者の将来の配置業務を踏まえた業務執行体制の検討が必要である。

あわせて、平成30年の建築士法改正において、建築士試験の受験資格が改められたことにより、従来より早く建築基準適合判定資格者検定の受験が可能になったことを踏まえ、建築基準適合判定資格者となりうる若手人材の育成、確保のための取組みを行う。

【 目 標 】

○円滑な建築確認審査に必要な執行体制の確保

【 施 策 】

群馬県

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
- ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

群馬県知事指定の指定確認検査機関

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
- ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成
- ・ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である確認検査員の確保

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
- ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全確保は特定行政庁単独でできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。特に、平成30年建築基準法改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が200㎡以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等に伴い、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。

【 目 標 】

○関係機関・関係団体との連携に係る執行体制の確保

【 施 策 】

群馬県

- ・特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保（2(1)再掲）
- ・指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保（2(1)(4)(6)再掲）
- ・指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保（2(1)再掲）
- ・日本建築行政会議を通じた運用の円滑化（2(1)再掲）
- ・消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保（2(4)(6)再掲）
- ・指定確認検査機関における不適切事例の特定行政庁との情報共有（3(1)再掲）
- ・違反情報、違反対応に関する国・特定行政庁との情報共有（4(1)再掲）
- ・警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保（4(1)再掲）
- ・手続きを要しない場合における、警察、消防、福祉等の関係機関との情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保（4(1)再掲）
- ・違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握（4(2)再掲）
- ・関係部署との連携を確保した定期報告業務講習会の実施（5(1)再掲）
- ・アスベスト対策関係部局との連携（5(2)再掲）
- ・建築関連団体等外部組織との協力体制の整備（6(1)再掲）
- ・事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備（6(1)再掲）
- ・円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備（6(1)再掲）
- ・災害時の連絡体制等の整備（6(2)再掲）
- ・広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保（6(2)再掲）
- ・消費者部局との連携（7再掲）
- ・消費生活センターとの連携（7再掲）
- ・指定確認検査機関とのネットワークの構築（8(3)後掲）

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【 目 標 】

○電子台帳等への移行の推進

【 施 策 】

群馬県

- ・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理
- ・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化
- ・ 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化
- ・ データベース分析による課題抽出と施策検討
- ・ 指定確認検査機関とのネットワークの構築
- ・ 指定道路図の道路情報の共有・データベース化

群馬県知事指定の指定確認検査機関

※対象無し

群馬県知事指定の指定構造計算適合性判定機関

※対象無し

群馬県建築行政マネジメント計画（2023－2027）

作	成	令和 5 年 6 月
発 行 ・ 編 集	群馬県	
		〒371-8570
		前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
		県土整備部建築課審査指導係
		電話 027-226-3702（直通）
ホームページアドレス		https://www.pref.gunma.jp/